

建設工事等指名業者選定基準

平成 9年 2月 3日 制 定
 平成18年10月 1日 改 正
 平成25年 1月 1日 改 正
 平成28年 6月 1日 改 正
 令和 4年10月25日 最終改正

(目的)

第1 市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の指名競争入札に係わる指名業者の選定に関する事務の取扱いについては別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(等級別発注基準)

第2 指名業者の選定は、次表の工事の種類及び発注金額（当該工事の設計金額をいう。以下同じ。）に応じそれぞれ同表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）の格付けされた者の中から行うものとする。

等 級	工 事 の 種 類 及 び 発 注 金 額 (円)		
	土木工事一式	建築工事一式	ほ装工事
A	1,200 万円以上	5,000 万円以上	/
A 又は B	300 万円以上 1,200 万円未満	/	300 万円以上
B 又は C	130 万円以上 300 万円未満	/	130 万円以上 300 万円未満
A、B 又は C	/	130 万円以上 5,000 万円未満	/

2 設備工事等前項に掲げる工事以外に係る指名業者の選定は、履行能力、年間平均完成工事高及び資本金等を考慮し、随時選定する。

(発注基準に対応する特例)

第3 第5の定めによる指名業者数の選定が困難であるときは、第2の定めにもかかわらず、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。

2 前項の場合において、発注金額が次表の工事の種類に応じそれぞれ同表に掲げる発注金額以上である工事については、直近下位の等級に格付けされ

た者を指名することはできないものとする。

工事の種類	土木工事一式	建築工事一式	ほ装工事
発注金額	5億円	5億円	1億円

3 次に掲げる工事については、1の規定によるほか、当該工事の基準等級の2等級以上上位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。この場合において、一の工事の指名業者は、同一等級又は直近等級に格付けされた者に限るものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (3) 主として請け負った工事と密接不可分の関係にある工事

(指名の制限)

第4 当該会計年度の市からの受注合計金額が、第3の2の表に規定する種類別の額を著しく超える指名業者がある場合は、その後の指名について制限をすることができる。ただし、発注しようとする工事について、施工能力があると認められるものはこの限りでない。

(指名業者数)

第5 指名業者の数は、当該工事の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、第3の3に掲げる工事等で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

発注金額	指名業者数
800万円未満	6社以上
800万円以上 5,000万円未満	8社以上
5,000万円以上 1億5,000万円未満	10社以上
1億5,000万円以上	12社以上

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第6 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項を留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績

- (4) 手持ち工事の状況
 - (5) 当該工事施工について技術的適性
 - (6) 安全管理の状況
 - (7) 労働福祉の状況
- (工事以外の契約に係る指名業者の選定)

第7 工事以外の契約に係る指名業者の選定については第5及び第6の定めを準用するものとする。

附則

- 1 地域の産業振興を勘案して、当分の間、市内に事業所を有する事業者に限って、250万円未満の工事等については、第2及び第3の規定にかかわらず指名できるものとする。
- 2 発注金額500万円未満の工事を発注する場合には、第5の定めにかかわらず、当分の間、当該工事の指名業者数を5社とすることができる。ただし、第7において準用するものを除く。